

第二種廃棄物埋設施設事業許可基準規則における基本シナリオ及び
変動シナリオに係る被ばく経路の考え方について

平成 30 年 7 月 31 日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

第 236 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（平成 30 年 6 月 29 日）等で指摘した、上記についての考え方は以下のとおりである。第二種廃棄物埋設施設事業許可基準規則の見直しを現在検討中であり、同検討を最新知見としている。

1. 基本シナリオ

- 公衆に対する被ばく影響を評価するため、廃棄物埋設地に類似した地質環境を持つ廃棄物埋設地周辺（周辺都道府県等）で現在一般的に行われる生活様式に基づいて設定する。
- 自治体が定める都市計画や人口の増減傾向のデータ等については、シナリオの網羅性・包括性の観点で評価上保守的な設定となるような将来の人間活動を追加する場合に活用するものとし、それらに基づいて特定の被ばく経路を除外するという考え方はとらない。
- なお、居住に係る被ばく経路（建設・居住・居住に付随する活動）については、居住は、廃棄物埋設地周辺で現在一般的に行われる生活様式と考えられるので、廃棄物埋設地への居住が科学的に想定されない場合を除き、シナリオとして考慮する。

2. 変動シナリオ

トレンチ処分については、地表付近に埋設されること、外周仕切設備が設置されないこと等から、規制期間終了後の人間侵入は発生が合理的に想定できる自然事象と位置付けられる¹。代表的個人に対する被ばく影響を評価する上で、バリア機能を損ない被ばく線量が大きくなる人間侵入シナリオ（具体的には、大規模掘削²及び井戸³）の評価が必要である⁴。

¹ 平成 30 年 3 月 7 日原子力規制委員会資料 7 の添付 2 参照

² 被ばく線量が大きくなる条件として、廃棄物埋設地の底部に到達する深度の掘削を想定

³ 地下水が塩水である等、井戸としての利用が科学的に想定されない場合は不要

⁴ 1. の基本シナリオと考えられる場合には、基本シナリオとして評価